平成２４年９月２４日　本会議　討論原稿

みんなの党大津　藤井哲也

議案 第１０５号『平成２４年度大津市一般会計補正予算（第３号）』、議案 第１３６号『物品の購入について』の両議案の委員長報告に対する賛成討論をいたします。

議案第１０５号『平成２４年度大津市一般会計補正予算』には、「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会設置」にかかる予算、３９７万３千円が含まれております。

この第三者調査委員会は、８月２１日に総務常任委員会で設置要綱の報告がなされ、８月２５日に第１回目委員会が開催され、これまでにすでに５回の会合が行われてきました。

その間、私としては第三者において徹底した調査を進めていくことに賛成の立場でありましたが、市民の税金を使って行うことからも、当初より、市長の私的諮問機関である要綱設置の委員会で本当に大丈夫なのかという疑問や、調査や事実の確認整理の対象を学校に限定して、果たして真相解明につながるのか、また、自殺後の対応の適切さに関する考察範囲を学校と教育委員会に限定せず本市執行部の対応も含むべきではないかと考えてきました。

そして９月１２日の私の一般質問において、この調査委員会を「附属機関にしなかった理由」について伺った際も、縷々説明をいただき、現状の合議体で問題ないとの認識を示されたのにも関わらず、そのたった２日後に法的リスクを鑑み、それまでの方針を一転させ条例設置の附属機関として設置することを決められました。

法に基づく「附属機関」となったことで私の疑問も一つ解消されたわけでありますが、いまだいくつかの疑問が残っております。

今回の補正予算の採決にあたり、いまだ第三者調査委員会設置条例が、市議会に提出されていないのは異常な事態であります。本来、議決機関たる議会では、その予算の使われ方が適切かどうかを審査するものであり、その点からす

れば、本来は本補正予算採決前に設置条例や規則が明らかになっていなければ責任を持った審査ができないと感じております。

　また一連の経緯を振り返っても、十分に熟慮された上での市長による突然の方針転換だったと思うのですが、すでに１０日以上が経過する中で、ようやく本日の議会運営委員会において、今議会中に包括条例として提出されることが明らかになるなど、その意思決定のスピード感のなさに驚きを禁じ得ず、また議会との信頼関係の面からも大いに危惧しているところであります。

　とはいえ、本日採決を迎え、賛成または反対の態度を明らかにせねばなりません。

　私としては、今後　第三者調査委員会において真相を明らかにすることに異存はなく、また「第３社調査委員会の設置費用」以外の事柄も慎重に審査し問題がないと判断したため、本議案に賛成したいと思います。

　ただし、提出予定の設置条例及び規則については、十分に説明責任を果たして頂きたいと思います。

　次に、第１３６号『物品の購入について』に関してですが、本件は今後の消防救急体制の一層の強化を図るため、５億５３３５万円を使い、デジタル無線機器一式を購入するものであります。

　本件は入札においては導入時費用、いわゆるイニシャルコストのみを対象としていますが、今回購入した機器にはメンテナンス等のランニング費用が毎年かかってきます。例えばイニシャルコストと減価償却期間のランニングコストを合計した額で入札を行った場合、今回の落札結果と異なる可能性であったことも考えられます。

　市民の内に、燃費や光熱費を無視して、初期費用が安いという理由だけで車や電化製品を買う人はどれくらいいるのでしょうか。いまどきの市民感覚から外れていると私は感じております。

　今回の入札においては、法に従い適切であったと判断できますので、今後は

最小のコストで最大の効果をあげるため、物品購入にあたっては、イニシャルコストのみならず、ランニングコストを含めた総合的な費用、つまり「ライフ・サイクルコスト」も考慮すべきと申し添えて賛成とさせていただきます。

以上